

議案第 22 号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成 12 年墨田区条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 の見出し中「第 1 号被保険者」を「要介護被保険者」に改め、同条中「第 49 条の 2」を「第 49 条の 2 第 1 項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号に定める規定を適用する場合における第 4 条、第 4 条の 2 及び前条の規定の適用については、これらの規定中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 70」とする。

第 8 条の 2 の見出し中「第 1 号被保険者」を「居宅要支援被保険者」に改め、同条中「第 59 条の 2」を「第 59 条の 2 第 1 項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 59 条の 2 第 2 項の規定により読み替えられた同条第 1 項各号に定める規定を適用する場合における第 7 条及び第 7 条の 2 の規定の適用については、これらの規定中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 70」とする。

第 9 条中「第 49 条の 2 各号」を「第 49 条の 2 第 1 項各号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法第 50 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 49 条の 2 第 1 項各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100 分の 70 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において区長が別に定める。

第 9 条の 2 中「第 59 条の 2 各号」を「第 59 条の 2 第 1 項各号」に改め、同条に

次の1項を加える。

3 法第60条第3項の規定により読み替えられた法第59条の2第1項各号に定める規定に規定する区が定める割合は、100分の70を超え100分の100以下の範囲内において区長が別に定める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「3万2,400円」を「3万8,880円」に改め、同項第2号中「4万500円」を「4万8,600円」に改め、同項第3号中「4万8,600円」を「5万8,320円」に改め、同項第4号中「5万6,700円」を「6万8,040円」に改め、同項第5号中「6万4,800円」を「7万7,760円」に改め、同項第6号中「7万2,900円」を「8万7,480円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「8万1,000円」を「9万7,200円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「9万7,200円」を「11万6,640円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「10万6,920円」を「12万8,304円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「11万9,880円」を「14万3,856円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「14万9,040円」を「17万8,848円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第12号中「16万5,240円」を「19万8,288円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第14号イ」を加え、同項第13号中「18万1,440円」を「26万4,384円」に改め、同号を同

項第15号とし、同項第12号の次に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 21万7,728円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 24万1,056円

ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「2万9,160円」を「3万4,992円」に改める。

第14条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第12号まで」を「第14号まで」に改める。

付則第9条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例中第10条第1項及び第2項、第14条第3項並びに付則第9条の改正規定並びに次項の規定は平成30年4月1日から、その他の規定は同年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年度までの保険料率については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第6条の2、第8条の2、第9条及び第9条の2の規定は、平成30年8月1日以後に行う保険給付から適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。

(提案理由)

第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるとともに、介護保険法の一部改正等により、第1号被保険者に係る介護給付費の自己負担割合が引き上げられること等に伴い、所要の改正をする必要がある。